

日本IBM医療総合保険のご案内

団体総合生活補償保険＜傷害補償（MS&AD型）特約・疾病補償特約・がん補償特約セット＞

保険料は個人加入より
32%割安です！

団体割引20%&損害率による
割引(傷害部分のみ)15%適用

日本アイ・ビー・エムならではの
福利厚生制度としてご提案する保険です。



ケガ・病気・がんの備えは大丈夫ですか？
女性には女性特有のがんの備えにも。

保険金額が倍額のコースがありますので、
ご自身にあったコースをお選びください。

ご家族のみでもご加入いただけます。

1 申込締切日

2021年1月25日(月)

2 保険期間 (ご契約期間)

2021年3月25日(木)午後4時～2022年3月25日(金)午後4時

3 申込方法

別紙の加入申込票に必要事項をご記入、ご署名のうえ、封筒にて
(株)アイラス保険事業本部までご返送ください。

※ご注意(前年度と同じタイプにご加入の場合は、自動継続となりますのでお手続き不要です。)
申込締切日以降に中途加入を希望の場合は、下記(株)アイラス担当者までご連絡ください。

4 保険料 払込方法

2021年5月6日(木)口座振替(年払)

※加入者証と生命保険料控除証明書は一体型となっており、6月中旬頃にご自宅に郵送いたします。

<対象会社>

日本アイ・ビー・エム株式会社、日本アイ・ビー・エム・クレジット合同会社、日本アイ・ビー・エムシステムズ・エンジニアリング株式会社
日本アイ・ビー・エムテクニカル・ソリューション株式会社、日本アイ・ビー・エムデジタルサービス株式会社
日本アイ・ビー・エム・スタッフ・オペレーションズ株式会社、日本アイ・ビー・エム共同ソリューション・サービス株式会社
日本アイ・ビー・エム中国ソリューション株式会社

お問い合わせ・取扱代理店

株式会社 アイラス 保険事業本部 (担当：荒巻・内海 (ウチウミ))

＜ボイスネット＞ 1385-9826・9825

＜フリーダイヤル＞ 0120-067-110

＜Eメール＞ EB26257@jp.ibm.com (荒巻)

EB85690@jp.ibm.com (内海)



引受保険会社： MS&AD あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京企業営業第二部 営業第一課

TEL： 03(6748)7841

ご存知でしたか? **がんのこと!** リスクへの備えは大丈夫ですか?

★ 日本IBM医療総合保険の特長 ★

1 団体割引20%適用で、個人でご加入されるよりも割安です!
(ケガ補償部分は、損害率による割引15%も加味し、32%割引となります。)

2 がん補償もご用意!
がん補償は、がん治療の経済的負担に備えることができます。
また、女性の方へ女性補償充実タイプをご用意しています。

3 ご本人はもちろん、ご家族のみでもご加入いただけます!



1. 役員・社員



1. 役員・社員の
配偶者



3. 役員・社員
のお子さま



4. 役員・社員
のご両親、兄弟姉妹



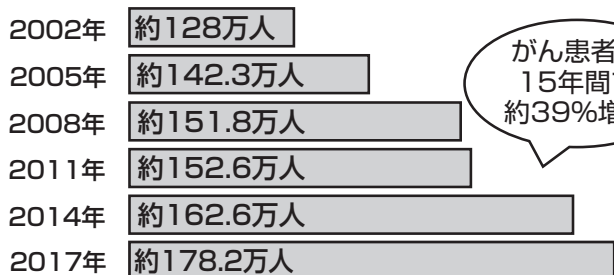
5. 役員・社員と
同居している
親族

4 病気で入院し、退院した後の通院も補償されます!

2人に1人ががんになる時代!

国立がん研究センター がん情報サービス「がん登録・統計」より

がん患者の推移



厚生労働省 平成29年「患者調査」より

男女別がんの部位別罹患数TOP3

	1位	2位	3位
男性	前立腺	胃	大腸
女性	乳房	大腸	肺

(2017年)

国立がん研究センター がん情報サービス
「がん登録・統計」より

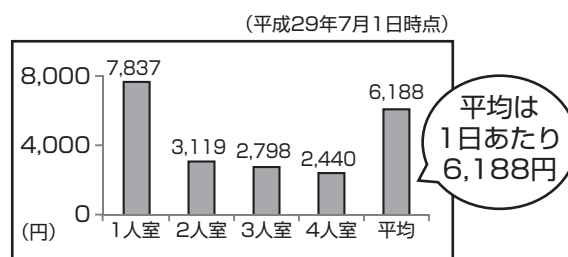
診断後または治療後3年後・5年後の生存率

診断後あるいは治療後5年経過した時の生存率
が治癒の目安とされています。

	がん全体	胃	肺	大腸	乳房(女性)
3年生存率	72.4%	76.3%	51.7%	78.6%	95.3%
5年生存率	66.4%	71.4%	41.4%	72.6%	92.2%

国立がん研究センター がん対策情報センター
「2013年3年生存率集計報告書」 「2010-2011年5年生存率集計報告書」より

差額ベッド代の患者負担額の状況



厚生労働省平成30年11月14日
「主な選定療養に係る報告状況」より

補償タイプと年払保険料

傷害入院保険金支払対象期間：180日
 疾病入院保険金支払対象期間：1,095日
 疾病通院保険金支払対象期間：180日
 がん入院保険金支払対象期間：無制限

支払限度日数：180日
 支払限度日数：180日
 支払限度日数：30日
 免責期間：0日

免責期間：0日
 免責期間：0日
 免責期間：0日

団体割引20%
 損害率による割引15%(傷害部分のみ)適用

補償内容		入院5千円コース			入院1万円コース		
		基本補償タイプ	がん補償タイプ	女性補償充実タイプ	基本補償タイプ	がん補償タイプ	女性補償充実タイプ
		A1D	A2D	A3D	B1D	B2D	B3D
基本補償	【傷害・疾病】入院保険金日額	5,000円			10,000円		
	【傷害・疾病】手術保険金額	入院中の手術：5万円 入院中以外の手術：2.5万円			入院中の手術：10万円 入院中以外の手術：5万円		
	【傷害・疾病】入院時一時金額	一時金 3万円			一時金 3万円		
	【疾病】放射線治療保険金額	5万円			10万円		
	【疾病】通院保険金日額	3,000円			6,000円		
がん補償	がん入院保険金日額	—	5,000円		—	10,000円	
	がん手術保険金額	—	入院中の手術：5万円 入院中以外の手術：2.5万円		—	入院中の手術：10万円 入院中以外の手術：5万円	
	がん放射線治療保険金額	—	5万円		—	10万円	
	がん診断保険金額	—	50万円		—	100万円	
女性補償	特定がん入院保険金日額	—	—	5,000円	—	—	10,000円
	特定がん手術保険金額	—	—	入院中の手術:5万円 入院中以外の手術:2.5万円	—	—	入院中の手術:10万円 入院中以外の手術:5万円
	特定がん放射線治療保険金額	—	—	5万円	—	—	10万円
	乳房治療見舞金額	—	—	50万円	—	—	100万円
【傷害・疾病】家事代行費用保険金額 (免責金額 5,000円)		—	—	1万円×日数	—	—	2万円×日数
2021年3月25日時点の満年齢		年払保険料					
0才(生後15日以上)～4才		19,200円	20,310円	—	35,280円	37,500円	—
5～9才		8,840円	9,450円	—	16,340円	17,560円	—
10～14才		7,810円	8,390円	—	14,430円	15,580円	—
15～19才		7,250円	7,890円	12,580円	13,420円	14,690円	23,740円
20～24才		8,370円	9,150円	15,400円	15,470円	17,030円	29,040円
25～29才		11,170円	12,190円	20,240円	20,640円	22,670円	38,110円
30～34才		13,550円	14,940円	23,560円	25,010円	27,770円	44,290円
35～39才		13,630円	15,970円	24,090円	25,080円	29,750円	45,330円
40～44才		13,610円	17,770円	26,510円	25,040円	33,350円	50,130円
45～49才		16,110円	23,370円	33,930円	29,620円	44,140円	64,420円
50～54才		21,500円	33,090円	46,530円	39,420円	62,590円	88,390円
55～59才		29,090円	47,250円	64,150円	53,250円	89,570円	121,950円
60～64才		41,740円	67,560円	86,740円	76,320円	127,950円	164,680円
65～69才		57,250円	94,130円	113,970円	104,510円	178,270円	216,250円

* 支払限度基礎日額です。

●天災危険補償特約セット、特定精神障害補償特約（自動セット） ●上記保険料表にない年齢の方につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

※特定がんとは女性の乳房、子宮、胎盤、卵巣等のがんをいいます。

※年齢は2021年3月25日時点の満年齢となります。前年と同じタイプで継続される方も年齢および保険料率によって保険料が変わることがありますので必ずご確認ください。

※満61才以上満69才以下の方の新規加入は、A1D、A2D、A3Dタイプのみとなります。

※A3D、B3Dタイプは満15才以上の女性のみご加入できます。

補償内容の詳細および保険金をお支払いできない主な場合については「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】＜MS&AD型＞

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、保険証券記載の被保険者ご本人となります。

■傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容

1. 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

2. 傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容は次のとおりです。

(注)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2 ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動車特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ② 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)をしている間(ウ. に該当しない「自動車等」を用いて道路上で競技等(※2)をしている間)を除きます)
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 - 創傷処理 - 皮膚切開術 - デブリードマン - 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 - 抜歯手術 - 歯科診療固有の診療行為 ② 先進医療(※1)に該当する診療行為(※2) (※1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療	1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 - 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 - 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(欄外	① 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ② 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)をしている間(ウ. に該当しない「自動車等」を用いて道路上で競技等(※2)をしている間)を除きます)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	機関および適応症は限定されます。 (※2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	のお支払例をご参照ください。	イ. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)を行うことを目的とする場所において、競技等(※2)に準ずる方法・態様により、乗用具(※1)を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(※2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます) ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(※2)をしている間または競技等(※2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ③被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など (※1) 乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。 (※2) 競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)をいいます。

支払対象期間：傷害入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。
手術保険金支払対象期間：事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

[手術保険金お支払例]

超音波骨折治療法を3回受けた場合

○手術

×

○手術

▼

▼

▼

10月 1 日

10月10日

10月25日

- 10月10日の手術は、10月 1 日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。
- 10月25日の手術は、10月 1 日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。

■その他の傷害危険に関する特約の補償内容

- 被保険者が被ったケガ(※)などに対して保険金をお支払いします。
- (※)傷害補償 (MS&AD型) 特約で保険金をお支払いするケガをいいます。
- (注)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
- (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院時一時金補償特約	傷 害 入 院 時 一 時 金	事故によるケガの治療のため、入院し、その状態が保険証券記載の免責日数を超えて継続した場合	傷害入院時一時金額の全額 ※ 1事故に基づく入院につき、1回のお支払いに限ります。	傷害補償 (MS&AD型) 特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ

疾病に関する補償

■疾病補償特約の補償内容

- 被保険者が疾病(病気といいます)を発病し、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合に保険金をお支払いします。
※ 入院には美容整形、病気の治療処置を伴わない検査等のための入院を含みません。
 - 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。
- (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾 病 入 院 保 険 金	発病した病気の治療を目的として入院し、その入院が疾病入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	疾病入院保険金日額 × 入院日数 ※ 疾病入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1回の入院につき、保険証券記載の疾病入院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となり、疾病入院保険金の支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。	(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。※1 (2) 次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
疾 病 手 術 保 険 金	次のいずれかに該当した場合 ① 疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病手術保険金支払対象期間内	1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合															
	に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として手術を受けたとき ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 抜歯手術または歯・歯肉の処理に伴う手術その他歯科診療固有の診療行為 ・ 美容整形上の手術 ・ 病気を直接の原因としない不妊手術 ・ 診断、検査（生検、腹腔鏡検査等）のための手術 ・ 吸引および穿刺などの処置 ・ 神経ブロック ・ 抜釘術 ・ 屈折異常に対する手術 ②先進医療（※1）に該当する診療行為（※2） （※1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 （※2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。	疾病入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 疾病入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、病気の治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします。 ・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・ 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません（※）。 （※）体外衝撃波胆石破砕術の例 <table><tr><td>○手術</td><td>×</td><td>○手術</td></tr><tr><td>▼</td><td>▼</td><td>▼</td></tr><tr><td>10月1日</td><td>10月10日</td><td>10月25日</td></tr><tr><td colspan="3">・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。</td></tr><tr><td colspan="3">・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。</td></tr></table>	○手術	×	○手術	▼	▼	▼	10月1日	10月10日	10月25日	・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。			・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。			⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 (3)むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3に対しては保険金をお支払いできません。 (4)次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。 ①被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気※4 ②被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じよく期の異常を含みません。 (5)特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病等対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券記載の病気に対しては保険金をお支払いできません。 ※1 継続契約においては、発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気を、保険期間の開始時以降に発病したものとして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 自動セットされる「特定精神障害補償特約」により、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目（※）中のF00からF09までまたはF20からF99までに該当する精神障害を原因として発病した病気に対しては、保険金お支払いの対象となります。 （※）分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年度版）準拠」によります。
○手術	×	○手術																
▼	▼	▼																
10月1日	10月10日	10月25日																
・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。																		
・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。																		
放射線治療保険金	次のいずれかに該当した場合 ①疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けたとき ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合 ※ 放射線治療とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において放射線治療料の対象となる診療行為 ②先進医療（※）に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 （※）放射線治療を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。	1回の放射線治療について次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 ※ 放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。																
疾病通院保険金	疾病入院保険金をお支払いする場合において、退院した日の翌日からその日を含めて疾病通院保険金の支払対象期間（180日）内に、その入院の原因となった病気の治療を目的として通院したとき ※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。	疾病通院保険金日額 × 通院日数 ※ 1回の入院につき、通院日数は、通算して保険証券記載の疾病通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。																

支払対象期間：疾病入院保険金、疾病通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

疾病手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

疾病放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

■その他の病気に関する特約の補償内容

1. 被保険者が病気を発病した場合に保険金をお支払いします。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院時一時金補償特約	疾病入院一時金	発病した病気の治療のため、入院し、その状態が保険証券記載の免責期間を超えて継続した場合	疾病入院時一時金額の全額 ※ 1回の入院につき、1回のお支払いに限りします。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。	疾病補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ

がんに関する補償

■がん補償特約の補償内容

- 被保険者ががんと診断確定され、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合などに保険金をお支払いします。
 ※ がんとは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中「悪性新生物」、「上皮内新生物」、「真正赤血球増加症＜多血症＞」、「骨髓異形成症候群」、「慢性骨髓増殖性疾患」および「本態性（出血性）血小板血症」に分類されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。
- 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。
 (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん入院保険金	がんと診断確定され、そのがんの治療を目的として保険期間中に入院を開始し、その入院ががん入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	がん入院保険金日額 × 入院日数 ※ がん入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めてがん入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とします。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係があると診断され再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となり、がん入院保険金支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。	(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に診断確定されたがんについては、保険金をお支払いできません。※ (2) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にがんと診断確定された場合については、保険金をお支払いできません。※ など
がん手術保険金	がんと診断確定され、次のいずれかに該当した場合 ① がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けた場合	1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 がん入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 がん入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、がんの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 ・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。	※ 継続契約においては、がんと診断確定された時が、そのがんによる入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡して365日以前である場合は、そのがんは、保険期間の開始時からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時以降に診断確定されたものとして保険金をお支払いの対象となります。
がん放射線治療保険金	がんと診断確定され、次のいずれかに該当した場合 ① がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けた場合	1回の放射線治療について次の額をお支払いします。 がん入院保険金日額 × 10 ※ 放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1つの放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。	

支払対象期間：がん入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。

がん手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

がん放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

■その他のがんに関する特約の補償内容

1. 被保険者ががんと診断確定された場合に保険金をお支払いします。
2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん診断保険金補償特約	がん診断保険金	次のいずれかに該当した場合 ①初めてがんと診断確定された場合 ②原発がんを治療したことにより、がんが認められない状態になり、その後初めてがんが再発したと診断確定された場合 ③原発がんが他の臓器に転移したと診断確定された場合。ただし、転移する以前にその臓器に既にがんが発生していた場合を含みません。 ④原発がんとは別に、新たながんが発生したと診断確定された場合 ※ 原発がんとは、既に診断確定されたがんをいいます。	がんの種類により、次の額をお支払いします。 ①約款所定の「上皮内新生物」に罹患した場合 がん診断保険金額 × 保険証券記載の上皮内新生物支払割合(100%) ②上記①以外の約款所定のがん(悪性新生物)に罹患した場合 がん診断保険金額の全額 ※ 保険期間を通じ、①と②それぞれ1回のお支払いに限りします。	(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にがんと診断確定された場合については保険金をお支払いできません。 (2) がんと診断確定された日からその日を含めて2年以内に「悪性新生物」または「上皮内新生物」によるがん診断保険金のお支払い対象に該当した場合については保険金をお支払いできません。ただし、2年経過日の翌日以後に入院を開始または治療を継続されている場合には保険金をお支払いします。など
女性特定がん補償特約	特定がん入院保険金	約款所定の特定がんを発病し、がんと診断確定されそのがんの治療を目的として入院した場合 ※ 約款所定の特定がんとは、女性の乳房、子宮、胎盤、卵巣等のがんをいいます。	特定がん入院保険金日額 × 入院日数 ※ がん入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めてがん入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とします。 ※ 特定がん以外の原因で入院中に特定がんの治療を開始した場合は、特定がんの治療を開始した日以降の入院日数を対象とします。	がん補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
	特定がん手術保険金	がん手術保険金をお支払いする場合で、次のいずれかに該当したとき ①特定がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が特定がん手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その特定がんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けたとき ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、特定がんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けたとき ※ 約款所定の手術とは、次の手術をいいます。 ①悪性新生物根治手術(*1) ②その他の悪性新生物手術(*2) (*1) 悪性新生物根治手術とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいい、ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術および吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは含みません。転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。 (*2) その他の悪性新生物手術には、吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは含みません。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術 特定がん入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 特定がん入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、特定がんの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1つの手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします。 ・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ※ その他の悪性新生物手術を受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	
	特定がん放射線治療保険金	次のいずれかに該当した場合 ①特定がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が特定がん放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、特定がんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けた場合 ②上記①以外で、保険期間中に、	1回の放射線治療について次の額をお支払いします。 特定がん入院保険金日額 × 10 ※ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ※ 施術の開始日から60日の間に1回の	

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		被保険者が病院または診療所において、約款所定の特定がんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けた場合 ※ 約款所定の放射線治療とは、次の手術をいいます。 ①悪性新生物根治放射線照射 ②悪性新生物温熱療法	お支払いを限度とします。	
	乳房治療見舞金	被保険者が約款所定の乳房切断術を受けた場合	1 乳房について次の額をお支払いします。 乳房治療見舞金額の全額 ※ 1 乳房につき、1 回のお支払いに限ります。	

特定がん手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。
特定がん放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

その他の費用の補償

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

■その他の費用等に関する特約の補償内容 <ご自身に対する補償に関するもの>

- 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は入院対象者※1・入院対象者と生計を共にする親族※2となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

※2 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注)「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害による家事代行費用等補償特約 補償重複	家事代行費用保険金	入院対象者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガのために入院し、被保険者が次の①から③のすべてに該当する代行費用を負担したことによって損害を被った場合 ①入院対象者の入院に起因し、かつ、入院期間中に要した費用 ②家事従事者(*1)が家事に従事できなくなったことにより、家事を代行するために要した費用 ③次のいずれかに該当する費用 ア. ホームヘルパー(*2)雇入費用 イ. 清掃代行サービス業者(*3)利用費用 ウ. ベビーシッター(*4)雇入費用 エ. 託児所・保育所等の費用(*5) オ. クリーニング費用(*6) (*1)家事従事者とは、被保険者のうち、炊事、掃除、洗濯等の家事を行っている方をいいます。 (*2)ホームヘルパーとは、炊事、掃除、洗濯等の世話を有償で行うことを職業とする方をいいます。 (*3)清掃代行サービス業者とは、家庭の掃除を有償で行う事業者をいいます。 (*4)ベビーシッターとは、子守等のこどもの世話を有償で行うことを職業とする方をいいます。 (*5)託児所・保育所等の費用とは、入院の期間中、託児所、保育所等の	被保険者が負担した代行費用の額 - 免責金額(*1) (5,000円) (*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって代行費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※ 1 回の事故につき、次の算式によって算出した額を限度とします。 $\frac{\text{保険証券記載の支払限度基礎日額}}{\text{代行費用を負担した総日数(*2)}} \times \text{代行費用を負担した総日数(*2)}$ (*) 代行費用を負担した総日数は、180日を限度とします。 ※ 第三者から損害の賠償として受け取った金銭がある場合には、その額を差し引いてお支払いします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、代行費用の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、代行費用の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共	(1)入院対象者の親族に対して支払う代行費用に対しては、保険金をお支払いできません。 (2)次のいずれかによって発生したケガにより代行費用を負担した場合には、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、入院対象者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②入院対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③入院対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④入院対象者の病気、脳疾患または心神喪失 ⑤入院対象者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の入院対象者に対する外科的手術その他の医療処置

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		こどもの保育を目的とした有料の施設にこどもを預けるために必要な費用をいいます。 (*6)クリーニング費用には、配送費も含まれます。	済金の合計額を差し引いた残額。 ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 (*)1 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*)2 代行費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	⑦入院対象者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (3)むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 (4)次のいずれかの間に発生した事故によるケガによって代行費用を負担した場合は、保険金をお支払いできません。 ①入院対象者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間 ②入院対象者が次のいずれかに該当する間 ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間 (ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます) イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間 (ウ. に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます) ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ③入院対象者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間 (*1) 乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。 (*2) 競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)をいいます。 など ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 入院対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
疾病による家事代行費用等補償特約 補償重複	疾病家事代行費用保険金	入院対象者が、発病した病気のために入院し、被保険者が次の①から③のすべてに該当する代行費用を負担したことによって損害を被った場合 ①入院対象者の入院に起因し、か	被保険者が負担した代行費用の額 － 免責金額(*) (5,000円) (*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって代行費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。	(1) 入院対象者の親族に対して支払う代行費用に対しては、保険金をお支払いできません。 (2) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に発病した病気については保険金をお支払いで

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		つ、入院期間中に要した費用 ②家事従事者(*1)が家事に従事できなくなったことにより、家事を代行するために要した費用 ③次のいずれかに該当する費用 ア. ホームヘルパー(*2)雇入費用 イ. 清掃代行サービス業者(*3)利用費用 ウ. ベビーシッター(*4)雇入費用 エ. 託児所・保育所等の費用(*5) オ. クリーニング費用(*6) (*1)家事従事者とは、被保険者のうち、炊事、掃除、洗濯等の家事を行っている方をいいます。 (*2)ホームヘルパーとは、炊事、掃除、洗濯等の世話を有償で行うことを職業とする方をいいます。 (*3)清掃代行サービス業者とは、家庭の掃除を有償で行う事業者をいいます。 (*4)ベビーシッターとは、子守等のこどもの世話を有償で行うことを職業とする方をいいます。 (*5)託児所・保育所等の費用とは、入院の期間中、託児所、保育所等のこどもの保育を目的とした有料の施設にこどもを預けるために必要な費用をいいます。 (*6)クリーニング費用には、配送費も含まれます。	※1回の入院につき、次の算式によって算出した額を限度とします。 保険証券記載 の支払限度 基礎日額 × 代行費用を 負担した 総日数(*) (*1)代行費用を負担した総日数は、180日を限度とします。 ※ 第三者から損害の賠償として受け取った金銭がある場合には、その額を差し引いてお支払いします。 ※ 退院した日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、代行費用の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、代行費用の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。 ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 (*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*2) 代行費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	きません。※1 (3) 次のいずれかにより発病した病気によって、代行費用を負担した場合には、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者または入院対象者の故意または重大な過失 ②入院対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥治療を目的として医師が使用した場合以外における入院対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 (4) むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3に対しては、保険金をお支払いできません。 (5) 次のいずれかによって代行費用を負担した場合には、保険金をお支払いできません。 ①入院対象者が被った精神障害を原因として発病した病気※4 ②入院対象者の妊娠または出産。ただし、公的医療保険制度における「療養の給付」に要する費用、「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」の対象となるべき期間は、保険金をお支払いします。 (6) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病等対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券記載の病気に対しては保険金をお支払いできません。 など ※1 入院対象者が発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したのものとして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 入院対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 自動セットされる「精神障害補償特約（疾病による家事代行費用等補償特約用）」により、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中のF00からF09またはF20からF99までに該当する精神障害を原因として発病した病気に対しては、保険金お支払いの対象となります。 (*) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年度版)準拠」によります。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

2019年10月

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、次のとおり構成されています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

基本となる補償	基本となる特約	補償の概要
ケガの補償	傷害補償(MS&AD型)特約	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。
病気の補償	疾病補償特約	被保険者が病気になり、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合に保険金をお支払いします。
がんの補償	がん補償特約	被保険者ががんと診断確定され、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合に保険金をお支払いします。

(2) 被保険者の範囲

- ①ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。また、特約によりご加入できる被保険者の年齢が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- ②基本となる補償の被保険者の範囲は、ご本人となります。
- ③特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

2 基本となる補償 等

(1) 保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用しての運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注1） ●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など
病気の補償	●保険期間（注2）の開始時より前に発病した病気の治療を目的とした入院・手術（注3） ●麻薬、覚せい剤、シンナー等の使用による病気（医師が治療で使用する場合を除きます） ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注1） ●妊娠、出産による病気（異常妊娠等は除きます） ●「特定疾病等対象外特約」がセットされた場合は、加入者証等に記載の病気 など
がんの補償	●保険期間（注2）の開始時より前に診断確定されたがん（注3） ●保険期間（注2）の開始時からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前に診断確定されたがん など

（注1）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

（注2）継続加入の場合は継続されてきた最初の保険期間をいいます。

（注3）保険期間（注2）の開始時より前の発病について正しく告知して加入した場合や、特別な条件付きで加入した場合でも、保険金支払対象外となる場合があります。ただし、保険期間（注2）の開始時からその日を含めて365日を経過してからの入院・手術等は保険金をお支払いすることができます。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(4) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。

(5) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、年齢および保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等を

ご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- （注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- （１）申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことであります。
- （２）告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります（注）。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
- （注）次において、[１]に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項

[１] すべてのご契約

同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注）の有無

（注）タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

[２] 「疾病補償特約」「がん補償特約」「疾病による家事代行費用等補償特約」をセットした場合

被保険者の生年月日、年令、健康状態告知。

ご注意

- 健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお引受けできない場合や、特別な条件付きでお引受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - 継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。
 - 「健康状態告知についてのご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。
 - 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（＊）から１年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険契約の開始時（＊）から１年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時（＊）から１年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- （＊）継続加入の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。

3 複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※１ 複数あるご契約のうち、これらの特約を１つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

※２ 補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

4 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- （１）現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
- 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- （２）新たなご契約（団体総合生活補償保険）の申込みをする場合のご注意事項
- ①被保険者の健康状態などにより、新たなご契約をお引受けできない場合があります。
- ②次の病気等に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。

病気の補償	新たなご契約の保険期間の開始時より前に発病していた病気
がんの補償	新たなご契約の保険期間の開始時より前に診断確定されたがん

③新たなご契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料（注）を適用し、新たなご契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たなご契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

（注）保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

5 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

特約の追加など、加入条件を変更する場合

6 補償の開始・終了時期

- ①補償の開始：始期日の午後４時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
- ②補償の終了：満期日の午後４時に終わります。

7 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2 基本となる補償** 等（２）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

9 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとした場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は次のとおり補償されます。

補償内容	ケガの補償		病気の補償・がんの補償	
	保険金支払い	解約返れい金	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80%（注）	80%	90%	90%

（注）破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した保険事故による保険金は100%補償されます。

※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問合わせください。

11 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

＜その他ご注意ください＞

■危険を有する職業に変更した場合のご注意

被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事するケガについては保険金をお支払いできません。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

（1）次の場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

- ・保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合

（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。

（3）次の場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。（注）

- ・被保険者が死亡したとき

（注）上記以外にも保険金をお支払いした場合等に失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

■税法上の取扱い（2020年10月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご加入内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合に、引受保険会社はその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

（1）引受保険会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額

（2）上記（1）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損害の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

■事故が起こった場合

① 事故が起こった場合

（1）事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

（2）他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

（3）被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

＜引受保険会社がお支払いする保険金の額＞（注1）

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額（注2）をお支払いします。

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額（注2）を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

（注1）お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。

（注2）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

② 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、＜別表「保険金請求書類」＞のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて＜別表「保険金請求書類」＞以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

③ 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

④ 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

●保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合

●引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

⑤ 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

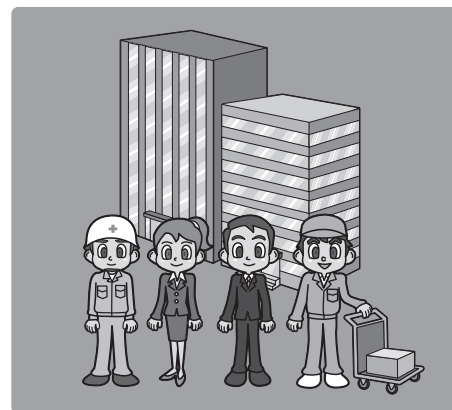
＜別表「保険金請求書類」＞

（1）	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
（2）	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書		
	※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(7)に掲げる書類も必要な場合があります。		
（3）	被保険者であることを確認する書類		
	書類の例	・家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本）	など
（4）	保険金の請求権をもつことの確認書類		
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書 ・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書 【質権が設定されている場合】・質権者への支払確認書 ・保険金直接支払指図書 ・債務額現在高通知書	など
（5）	ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類		
	① 保険事故の発生を示す書類		
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など） ・死亡診断書または死体検案書	など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類		
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書 ・領収書 ・後遺障害診断書 ・レントゲン等の検査資料	など
	③ その他の書類		
	書類の例	・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）	など
（6）	疾病に関する保険金を請求する場合に必要な書類		
	① 保険金支払額の算出に必要な書類		
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書または領収書 ・先進医療費用の支出を証する書類	など
	② その他の書類		

あいおいニッセイ同和損保

全力 サポート
宣言

団体総合生活補償保険 サービスのご案内



ご利用にあたっては、ご契約の団体名、被保険者のお名前、ご加入の保険商品名その他、サービスご利用番号が必要となります。
なお、サービス専用ダイヤル、サービスご利用番号はご加入後に交付される「加入者証」に記載されています。

傷害補償特約 セットの方はこちら

**疾病補償特約
がん補償特約
親介護一時金支払特約
親の介護による休業補償特約** セットの方はこちら

傷害補償特約をセットされた方は、下記のサービスをご利用いただけます。

ご利用いただける方 傷害補償特約をセットされたご契約に加入されている被保険者（補償の対象となる方）となります。

生活安心サポート

ご利用日・ご利用時間

健康・医療 ご相談

24時間 365日
※業に関するご相談
平日 9～17時
(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

健康・医療のご相談 ケガ・病気や健康状態に関するご相談、お薬に関するご相談に専門スタッフが電話でアドバイス
ケガや病気に関するご説明や治療方法に関する一般的なこと、日常生活における身体の不調や健康維持・増進に関すること、
お薬に関するご相談に、看護師や薬剤師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。
(注) 緊急の場合や診断・治療に関することなど、ご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

病院情報のご提供 いつでもどこでもお探しの診療科目のある医療機関など全国各地の病院等の情報をご提供
近所にお探しの診療科が見つからないとき、病院を探すことになったときなど、全国各地の病院等の情報をご提供します。
(注) このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。

夜間休日医療機関情報のご提供 夜間でも休日でも診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供
夜中の急な発熱や休日の体調不良など、夜間はもちろん休日に診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供します。
(注) このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。

ホームヘルパーサポート

平日9～17時
(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

ホームヘルパー業者のご紹介 家事を代行するホームヘルパーの派遣業者をご紹介
シニアの方や、ケガなどでお困りのご家族をサポートするホームヘルパーの派遣業者をご紹介します。
(注1) ホームヘルパーの費用等は、ご利用いただく方の自己負担になります。
(注2) 一部離島や年末年始など、地域や時期によってはご紹介できない場合があります。

暮らしのトラブル (法律)・税務 ご相談

平日13～17時
(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

法律のご相談 日常生活における法的な疑問に、弁護士が電話でアドバイス
相続時のトラブルなど、日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。
(注1) 一般的な質問については、専門のスタッフが応える場合があります。
(注2) 既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。

税務のご相談 日常生活における税務のご相談に、税理士が電話でアドバイス
医療費控除など、日常生活における税務のご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。
(注) 一般的な質問については、専門のスタッフが応える場合があります。

<ご注意> 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。サービス内容によりご利用日
ご相談等に必要な情報を当社に開示することがあります。サービスの内容やご利用いただけない場合等の詳細につきましては、裏面記載の「団体総合生活補償保険サービスご利用
※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社为您提供します。

疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約または親の介護による休業補償特約をセットされた方は、下記のサービスをご利用いただけます。

ご利用いただける方 疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約または親の介護による休業補償特約をセットされたご契約に加入されている被保険者（補償の対象となる方）となります。ただし、親介護一時金支払特約をセットされた場合、介護安心サービスについては被保険者および親介護一時金支払特約の特約被保険者となります。

医療カウンセリングサービス ご利用日・ご利用時間

セカンドオピニオンの ご相談

平日 9～17時
(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

セカンドオピニオン※のご相談に専門医が電話でアドバイス

※診断や治療方針について、「主治医以外の別の医師の意見を聞く」ことです(第二の意見)。

専門医とのご相談は、お客さま・専門医・看護師等の専門スタッフとのトリオフォン(三者間通話)で行いますので、専門用語などご不明なこともその場で確認できます。

(注1) このサービスは医師の診断を受けていることがご利用の条件となります。
(注2) 緊急の場合やご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
(例) 明らかに軽い症状、医師の診断が行われていない場合、ご相談に必要な情報が不十分な場合、現在のかかりつけ医に不満がある場合など

面談専門医のご紹介

平日 9～17時
(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

がんや高血圧など、専門性の高い疾患の治療について、 面談できる専門医をご紹介します

専門医とのご相談を希望される方に当社が提携している面談可能な専門医をご紹介します。

面談の結果、お客さまの居住地、ご相談内容にあった他の専門医・医療機関をご紹介します場合があります。

(注1) 専門医による診断・治療・検査、交通費、紹介状発行等の費用は、サービスをご利用いただく方の自己負担になります。
(注2) 緊急の場合やご相談内容によってはご紹介できない場合があります。
(例) 明らかに軽い症状、現在のかかりつけ医に不満がある場合など
(注3) 対応地域が限られます。→7大都市(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡)ー

“がん”粒子線治療の ご相談

平日 9～17時
(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

“がん”粒子線治療のご相談に専門スタッフが電話でアドバイス

最先端の放射線治療である粒子線治療に関する看護師等の専門スタッフによるアドバイスや、粒子線治療を実施する医療機関の情報を提供します。

(注) 緊急の場合やご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

健康安心サポート ご利用日・ご利用時間

健康検診サービス 平日 9～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます) 人間ドック施設のご紹介 病気の早期発見のために、最寄りの提携人間ドック施設をご紹介します。 (注) 地域によってはご紹介できない場合があります。 PET検診施設のご紹介 がんの早期発見に有効な最新の診断装置PETで検診を行う施設をご紹介します。 (注) 地域によってはご紹介できない場合があります。 在宅検診のご紹介 お忙しい方に郵送にてご自宅で手軽に受けられる検診業者をご紹介します。	メンタルご相談 平日 9～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます) メンタルヘルスのご相談 人間関係、家庭問題、職場の悩み、漠然とした不安感などの“こころの悩み”に、臨床心理士等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 (注) 治療に関するご相談はお受けできません。
介護安心相談 24時間 365日 ※一部の専門スタッフによる相談および社会福祉士等のご紹介月～木10～15時 (金土日祝日、12/29～1/5を除きます) 介護に関する業者・施設情報のご提供 介護に関する一般的なご相談や、介護者の悩みのご相談に、経験豊富な専門スタッフが電話でアドバイスします。また、ご希望により面談できる社会福祉士等をご紹介します。 (注) 社会福祉士等のご紹介は対応地域が限られます。社会福祉士等の面談は始期日から3回まで無料とします(予約制)。交通費等の費用は、サービスをご利用いただく方の自己負担になります。 介護に関する業者・施設情報のご提供 介護に関する提携業者や、介護保険施設・有料老人ホームなどの介護施設の情報を提供します。 認知症TESTER(テスター) 24時間 365日 電話で WEBで スマートフォンは、こちらのQRコードからもアクセスできます。 ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。 ※電話でのご利用は自動音声応答(IVR)となります。 ※Webでのサービスは端末によってはご利用できない場合があります。	健康・医療ご相談 24時間 365日 ※薬に関するご相談 平日 9～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます) 健康・医療のご相談 日常生活における身体の不調や健康維持・増進に関すること、病気に関するご説明や治療方法に関する一般的なこと、お薬に関するご相談などに、看護師や薬剤師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 (注) 緊急の場合や診断・治療に関することなど、ご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。 病院情報のご提供 近所にお探しの診療科が見つからないとき、病院を探すことになったときなど、全国各地の病院等の情報を提供します。 (注) このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。 夜間休日医療機関情報のご提供 夜中の急な発熱や休日の体調不良など、夜間はもちろん休日に診療可能な全国各地の医療機関の情報を提供します。 (注) このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。
暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談 平日 13～17時 (土日祝日、12/29～1/5を除きます) 法律のご相談 相続時のトラブルなど、日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。 ※一般的なご質問については、専門のスタッフが対応する場合があります。 (注) 既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。 税務のご相談 医療費控除など、日常生活における税務のご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。 ※一般的なご質問については、専門のスタッフが対応する場合があります。	

優待 提携先の医療機関および業者における各種検診、各種サービスの費用は、サービスをご利用いただく方の自己負担となりますが、優待料金にてご利用いただける場合があります。

・ご利用時間が異なります。サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。提携サービス会社は、各種サービスのご利用にあたって取得した個人情報および規約」をご確認ください。

第1条[規約の目的等]

- (1)この規約は、第2条[サービス提供対象契約]に定める当社の保険契約に対して日本国内で提供する団体総合生活補償保険サービス(以下「サービス」といいます。)の事項を定めたものです。
- (2)利用対象者(第3条[利用対象者]に定める利用対象者をいいます。)は、この規約を承認のうえ、サービスの提供を受けることができます。
- (3)このサービスは、当社が委託する提携サービス会社が、この規約に従い提供します。

第2条[サービス提供対象契約]

当社は、団体総合生活補償保険契約をサービス提供対象契約とします。
ただし、サービス提供時にサービス利用対象者であることを提携サービス会社にて確認できない契約(準記名式契約特約セット契約、共同保険非幹事契約等)は提供対象契約となりません。

第3条[利用対象者]

利用対象者は、サービス提供対象契約の被保険者となります。ただし、親介護一時金支払特約セットの場合、第5条[サービスの内容]③c.介護安心サービスについてはサービス提供対象契約の被保険者および親介護一時金支払特約の特約被保険者となります。

第4条[利用番号の管理]

- (1)利用対象者は、加入者証交付時に付与された利用番号の管理・使用について責任を負うものとし、第三者に利用番号を使用させてはなりません。
- (2)当社は、利用番号が第三者に使用されたことにより利用対象者が損害を被った場合、責任を負わないものとします。

第5条[サービスの内容]

この規約により提供するサービス内容は、以下の①から③のとおりとします。ただし、提供するサービスは、セットされる特約により次のとおりとします。

セットされる特約	提供するサービス
傷害補償特約	①生活安心サポート
疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約 または親の介護による休業補償特約	②医療カウンセリングサービス ③健康安心サポート

- ①生活安心サポート(傷害補償特約セット契約)
- a.健康・医療ご相談

提供サービス	内 容
健康・医療のご相談	健康や医療に関する相談、薬に関する相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や診断・治療に関することなど、相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
病院情報のご提供	全国各地の病院等の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。
夜間休日医療機関情報のご提供	全国各地の夜間休日医療機関の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。

- b.ホームヘルパーサポート

提供サービス	内 容
ホームヘルパー業者のご紹介	ホームヘルパー業者を紹介します。 ※ホームヘルパーの費用等は、サービス利用者の自己負担になります。 ※地域や時期によっては紹介できない場合があります。

- c.暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

提供サービス	内 容
法律のご相談	日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談を利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門のスタッフが応える場合があります。 ※保険金請求にかかわる事故等の相談は対象となりません。 ※既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等の相談は対象となりません。
税務のご相談	日常生活における税務の相談に、税理士による電話相談を利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門のスタッフが応える場合があります。

- ②医療カウンセリングサービス(疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約または親の介護による休業補償特約セット契約)

提供サービス	内 容
セカンドオピニオンのご相談	セカンドオピニオンの相談に、専門医が電話でアドバイスします。 ※このサービスは医師の診断を受けていることが利用の条件となります。 ※緊急の場合や相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

提供サービス	内 容
面談専門医のご紹介	専門性の高い疾患に対する治療について、面談できる専門医を紹介します。 ※面談の結果、サービス利用者の居住地、相談内容にあった他の専門医・医療機関を紹介する場合があります。 ※専門医による診断・治療・検査、交通費、紹介状発行等の費用は、サービス利用者の自己負担になります。 ※緊急の場合や相談内容によっては紹介できない場合があります。 ※対応地域が限られます。
“がん”粒子線治療のご相談	“がん”粒子線治療の相談に専門スタッフ(看護師等)が電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

- ③健康安心サポート(疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約または親の介護による休業補償特約セット契約)
- a.健康検診サービス

提供サービス	内 容
人間ドック施設のご紹介	最寄りの人間ドック施設を紹介します。 ※地域によっては紹介できない場合があります。 ※身体の状態によっては受診できない場合があります。 ※提携先の医療機関における各種検診の費用は、サービス利用者の自己負担になります。
PET検診施設のご紹介	小さながんを発見できる最新の診断装置PET(Positron Emission Tomography=陽電子放射断層撮影)で検診を行う施設を紹介します。 ※地域によっては紹介できない場合があります。 ※身体の状態によっては受診できない場合があります。 ※提携先の医療機関における各種検診の費用は、サービス利用者の自己負担になります。
在宅検診のご紹介	郵送にて自宅で受けられる検診業者を紹介します。 ※検査料金等は、サービス利用者の自己負担になります。

- b.健康・医療ご相談

提供サービス	内 容
健康・医療のご相談	健康や医療、病気に関する相談、薬に関する相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や診断・治療に関することなど、相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
病院情報のご提供	全国各地の病院等の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。
夜間休日医療機関情報のご提供	全国各地の夜間休日医療機関の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。

- c.介護安心サービス

提供サービス	内 容
介護安心相談	介護に関する悩みに専門スタッフが電話でアドバイスします。ご希望により面談できる社会福祉士等を紹介します。 ※社会福祉士等の紹介は対応地域が限られます。 ※社会福祉士等の面談は始期日から3回まで無料とします。 ※交通費等の費用はサービス利用者の自己負担になります。
介護に関する業者・施設情報のご提供	介護に関する提携業者や介護施設の情報を提供します。
認知症TESTER(テスター)	電話やWebで、認知機能障害の疑いの有無を簡易チェックします。 ※電話での利用は自動音声応答(IVR)となります。 ※Webでのサービスは端末によっては利用できない場合があります。

- d.メンタルご相談

提供サービス	内 容
メンタルヘルスのご相談	“こころの悩み”に臨床心理士等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※治療に関する相談はお受けできません。

- e.暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

提供サービス	内 容
法律のご相談	日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談を利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門のスタッフが応える場合があります。 ※保険金請求にかかわる事故等の相談は対象となりません。 ※既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等の相談は対象となりません。
税務のご相談	日常生活における税務の相談に、税理士による電話相談を利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門のスタッフが応える場合があります。

第6条[サービス提供を行わない場合]

提携サービス会社は、次の①から⑨のいずれかに該当する場合(該当するおそれのある場合も含みます。)は、サービスの提供を行いません。

- ①公序良俗に反する行為
- ②法令に違反する行為
- ③第三者(当社を含みます。)に不利益を与える行為(誹謗・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為の他、迷惑行為を含みます。)
- ④当社または提携サービス会社の運営を妨害する行為
- ⑤第三者になりすましてサービスを利用する行為
- ⑥営利を目的(商業目的)としてこのサービスを利用する行為
- ⑦提携サービス会社が、利用対象者の利用頻度が著しく高いまたは意図的な利用と判断した場合
- ⑧利用対象者が、サービス提供のために必要な情報を提供しない場合
- ⑨保険金請求にかかわる事故等の相談その他当社または提携サービス会社が不適切と判断した場合

第7条[サービス提供時の責任]

- (1) このサービスは、利用対象者自らの責任において利用するものとします。万一、このサービスの利用によって発生した損害については、当社は責任を負いません。
- (2) 利用対象者自身が、第三者(当社を含みます。)に対して損害を与えた場合は、自らの責任と費用により対応するものとします。

第8条[サービスの変更・中止・終了]

- (1) このサービスは、当社ホームページ等での告知または事前の通知により、変更・中止・終了することがあります。
- (2) 当社は、次の①から③のいずれかに該当する場合は、告知または事前に通知することなくサービスを変更・中止・終了することがあります。
 - ①天災等により、サービスの提供ができないと当社が判断した場合
 - ②当社の営業上、技術上の事情により、サービスの全部または一部を変更・中止・終了せざるを得なくなった場合
 - ③不測の事態により、当社または提携サービス会社がサービスの提供が困難と判断した場合
- (3) 利用対象者の保険契約が解約・解除・失効・終了したときは、それ以降はサービスの提供を行いません。

第9条[個人情報の取扱い等]

- (1) 利用対象者は、保険証券・加入者証の記載事項およびサービス提供のために必要とされる情報が、提携サービス会社に登録されることに同意するものとします。
- (2) 提携サービス会社は、聞き間違い等により利用対象者または利用者に迷惑をおかけすること等を防止するため、通話内容を記録および録音することがあります。また、記録または録音内容を当社に開示することがあります。

附則 この規約は平成29年10月1日現在のものです。

認知症TESTER(テスター)は、ダイヤル・サービス(株)が、近藤智善医師監修のもと和歌山県立医科大学附属病院認知症疾患医療センターとの協力により完成したわが国で初の「非対面」型のチェックシステムです。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

ご加入に際しての注意点

- この保険は日本アイ・ビー・エム株式会社を保険契約者とし、日本アイ・ビー・エム株式会社および関連会社の役員および社員を加入者とする「傷害補償（MS&AD型）特約、疾病補償特約、がん補償特約セット団体総合生活補償保険」の団体契約です。団体総合生活補償保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（日本アイ・ビー・エム株式会社）に交付されます。
- 本パンフレットの商品にご加入いただけるのは、申込日現在、日本アイ・ビー・エム株式会社および関連会社の役員・社員本人およびそのご家族（配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹および同居の親族）が対象となっております（0才（生後15日以上）～満69才の方までご加入いただけます）。
- ご家族だけのご加入もできます。
- 満61才以上満69才以下の方の新規加入は、A1D、A2D、A3Dタイプのみとなります。
- A3D、B3Dタイプは満15才以上の女性のみご加入できます。
- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（注）から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時（注）から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時（注）から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- 健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 医師による診査は必要なく健康状態告知のみでご加入できます（前年と同じタイプにご加入の場合は、自動継続となり、新たな告知は必要ありません）。
- ◆ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満89才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- ◆保険期間の開始時（注）より前に発病した病気等（その病気等を原因とする損失、損害を含みます）については、保険金をお支払いできません。
※上記の取扱い、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない病気等であっても、それが保険期間の開始時（注）よりも前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時（注）からその日を含めて365日を経過した後に病気により入院を開始した等の場合には、保険金をお支払いできることがあります。
（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- ◆初年度契約の保険期間の開始時より前にがんが診断確定された場合またはがんが診断確定された時が、初年度契約の保険期間の開始時からその日を含めて90日（待機期間といえます）を経過した日の翌日午前0時より前であった場合は、保険金をお支払いできません。
- ◆他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

万一保険金のお支払い事由が発生した場合

- ☆万一事故が起こった場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ☆事故が起こった場合は、遅滞なく取扱代理店または下記にご連絡ください。
あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター 0120-985-024（無料）
※受付時間[24時間365日]
※IP電話からは 0276-90-8852（有料）におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。
- ☆この保険では、健康保険、生命保険、労災保険、自動車保険などに関係なく別に保険金をお支払いします。

保険料の引き落としについて

- ☆保険料の払込みはご指定の金融機関より2021年5月6日（木）に引き落としとなります。保険料のお引き落としができなかった場合は保険期間の初日を効力発生日として解除となります。
- ☆預金通帳には、引き落とし結果が「SFS（IBMイリヨウホケン）」と印字されます（ただし、ゆうちょ銀行を除く）。
- ☆税法上の取扱い（2020年10月現在）
払い込んだ保険料のうち、ご契約内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。
※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

退職・休職の取扱い

- ☆新規にご加入を希望される方で、保険期間開始日前に退職および無給休職となった場合、お申し込みできません。
- ☆既にご加入されている方で、保険期間途中で退職された場合や無給休職となった場合、ご加入の保険期間が満了する日まで補償は継続します。（ただし、次回継続はできません）
※退職後加入対象の関連会社へ転籍の場合は、上記記載は対象外となり関連会社で継続ができます。
- ※長期私傷病休職・育児休職・介護休職（無給）の場合にのみ、上記記載は対象外となり、休職中の新規加入および次回継続の資格があります。

- 保険期間途中で任意脱退はできませんのでご了承ください。
- 死亡により失効した場合については、所定の計算により保険料を返還いたします。

退職時に移行後の引受保険会社所定の条件を満たす場合に、退職時における補償内容の範囲内で、通常新規でご加入される場合と比べて簡易な告知にて終身の個人保険に移行いただけるお取扱いがあります。
※個人保険の内容は、損害保険の団体契約と異なります。個人保険の内容（補償範囲、保険金額等）・手続き・移行後の引受保険会社等の詳細については、移行時にご案内いたします。
※本取扱いは、移行後契約の契約日時時点の年齢が75才以下（終身払の場合は85才以下）で団体総合生活補償保険に2年以上ご加入いただいている方が対象となります。
※本取扱いは、今後変更となる場合があります。
なお、本取扱いについては取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

- ◆このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

取扱代理店：株式会社アイラス

住 所：〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町20-14 日本橋ビル2F

<フリーダイヤル> **0120-067-110**

保険事業本部（荒巻・内海）

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

住 所：〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19

TEL: **03 (6748) 7841**

東京企業営業第二部 営業第一課